

## 水戸市休日の地域クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

水戸市の休日の地域クラブについて、民間事業者が有する知識や経験、手法等の活用により、安定した運営はもとより、地域クラブに必要な連絡調整や会計管理等の事務局業務を適切に実施する体制を整備し、地域クラブ運営の信頼性及び効率性の向上を図ることを目的として実施する。

この要領は、水戸市休日の地域クラブ運営業務の委託に際し、公募型プロポーザルにより受託者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

水戸市休日の地域クラブ運営業務委託

#### (2) 業務内容

「水戸市休日の地域クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 契約期間

契約日から令和11年3月31日まで

#### (4) 概算見積限度額

320,784,800円（消費税及び地方消費税を含む。3年間の総額）

※ 概算見積限度額範囲内の見積とすること。なお、この金額を超えた提案は無効とする。

※ 概算見積限度額には、委託業務の実施に係る一切の費用（人件費、報償費、指導者交通費、保険料、その他地域クラブ活動の運営に必要な経費等）を含むものとする。

なお、委託料の額は、本委託業務に要する費用から、保護者が負担する費用（受益者負担）を控除した額とする。

※ 概算見積限度額の算出に必要な単価及び見込み人数等については以下のとおりとする。

#### 【運営管理費】（3年分）

	単価	年数	計
人件費等	15,000,000	3	45,000,000

#### 【報償費等】（2年7か月分（令和8年9月から令和11年3月まで））

	単価	クラブ数	人数	活動回数	時間数	計
報償費	1,760	170	2	124	3	222,604,800
指導者交通費	500	170	2	124		21,080,000
マネージャー手当	4,000	170	1	31		21,080,000

#### 【保険料】（2年7か月分（令和8年9月から令和11年3月まで））

	単価	令和8年度		令和9年度以降		計
		人数	年数	人数	年数	
地域クラブ参加者	800	2,350	1	2,600	2	6,040,000
地域クラブ指導者	2,000	790	1	850	2	4,980,000
						合計
						320,784,800

＜参考＞【保護者が負担する費用】（2年7か月分（令和8年9月から令和11年3月まで））

	単価	人数	月数	計
受益者負担	2,000	2,600	31	161,200,000

### 3 参加資格

（1）次の条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定等により、水戸市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

イ 水戸市有資格請負業者名簿（委託業務・施設維持管理業等）に登載されている者にあっては、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年4月1日水戸市規程第5号）の指定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあっては、当該規程の別表第3、4各号に掲げる入札参加資格停止措置基準に該当していないこと。

ウ 宗教活動、政治活動を主目的とせず、継続的に公益的な社会貢献活動を行う法人又は団体であること。

エ 水戸市暴力団排除条例（平成24年3月28日水戸市条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

カ 法人格を有し、かつ本業務委託の内容を十分理解した上で、業務を円滑に遂行できること。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 水戸市内又は水戸市近郊に事業所を設置している、又は、事業開始までに水戸市内又は水戸市近郊に事業所を設置予定であること。

（2）共同企業体で公募に参加する場合は、前1号の要件のほか、次の要件を満たすこと。

なお、単独で公募に参加した団体が他の共同企業体の構成員となることや、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 構成員数

共同企業体の構成員数は、2又は3とする。

イ 代表者

共同企業体に、代表となる構成員（以下「代表者」という。）を置くものとする。

代表者は、主たる業務を行う者とし、その出資比率は、構成員のうち最大でなければならない。

ウ 構成員の出資比率

共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の表に掲げる比率以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2	30 パーセント
3	20 パーセント

## エ 代表者の権限

代表者は、本業務委託について共同企業体を代表して水戸市と折衝する権限並びに当該共同企業体の名義による委託料の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を共有すること。

※ 業務開始後において、虚偽や違反があった場合、資格を解除するものとする。

## 4 公募方法

公募に関する情報は、水戸市ホームページにおいて、次のように行う。

### (1) 公募期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

### (2) 配布資料

- ア 水戸市休日の地域クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領
- イ 水戸市休日の地域クラブ運営業務委託仕様書
- ウ 提出用様式（様式1、2）

### (3) 配布方法

水戸市ホームページよりダウンロードすること。

### (4) 日程

項目	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年1月13日（火）
質問書の提出期限	令和8年1月27日（火）午後5時まで
質問書に対する回答予定日	令和8年1月30日（金）
プロポーザル参加表明書提出締切	令和8年1月30日（金）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年2月下旬（改めて通知）
選定結果通知・公表	選定審査会実施後速やかに
契約の協議及び手続き	令和8年2月下旬以降

※日程は変更になる場合があります。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和8年1月27日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メールで、下記のメールアドレス宛て提出すること。電子メール以外の方法による質問には応じない。

メールアドレス：souken@city.mito.lg.jp

### (3) 質問に用いる書類の様式は任意とし、次の項目を明記すること。

ア 表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

イ 事業者名、担当者の氏名、連絡先（所属、電話番号等）

#### (4) 質問に対する回答

令和8年1月30日（金）までに、全業者に対してあらかじめ届出のあったメールアドレス宛て電子メールで回答する。

### 6 プロポーザル参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者（以下「希望者」という。）は、次の書類を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (1) 提出書類

- ①「様式1 プロポーザル参加表明書」（以下「表明書」という。）
- ②事業所に関するもの（各1部提出）
  - ア 定款、規約又はそれに類するもの
  - イ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）、納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（法人と道府県民税、法人市町村民税）について、未納の税額がないことを証明するもの。）（3か月以内のもの）
  - ウ 事業者の概要が分かる資料
  - エ 表明書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
  - オ 表明書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
  - カ 法人の前年度及び前々年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書
  - キ 共同企業体に係る協定書（共同企業体の場合のみ。任意様式。代表者や出資比など審査に必要な事項を記載すること）
  - ク 代表団体への委任状（共同企業体の場合のみ。任意様式。）
- ※ 団体の性格によって、作成しない書類等がある場合は、別途、相談してください。他の書類に代える、又は提出を免除する場合があります。

(2) 希望者は、提出期限（令和8年1月30日（金）午後5時必着）までに、表明書等を水戸市に郵送又は持参すること。

(3) 表明書等を持参して提出する際は、事前に下記連絡先へ開所時間内（開所日の午前8時30分から午後5時まで）に連絡し、水戸市が指定する日時に提出すること。

#### 【提出先・連絡先】

水戸市教育員会総合教育研究所教育研究課 担当 池田  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-5 TEL:029-244-1331

(4) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和8年2月19日（木）までに「様式2 辞退届」を提出することにより、辞退を認める。提出方法は、前3号と同様とする。

### 7 プロポーザル提案書等の提出

表明書を提出した希望者は、次のとおりプロポーザル提案書（以下「提案書」という。）等を提出すること。

#### (1) 提案書（正本1部、副本10部）

様式は任意とするが、次の事項を漏らさず記入すること。

##### ア 会社の概要

経営の基本理念、業務内容と実績、受注する上での基本的な考え方や方針、実施体

## 制について

### イ 地域クラブの連絡体制・窓口対応

指導者、児童生徒、保護者及び学校等の連絡及び情報共有の方法、活動におけるトラブルに関する対応窓口について

### ウ 地域クラブの活動計画

地域クラブの活動計画の共有方法について

### エ 参加申込の受付及び保護者が負担する費用の徴収・管理

地域クラブ活動に参加する児童生徒の参加申込、保護者が負担する費用の徴収、入金管理、返金対応について

### オ 指導者の勤怠管理及び報償金支払

地域クラブ活動に参加する指導者の勤怠管理、報償金の支払方法について

### カ 児童生徒及び指導者の保険加入

地域クラブ活動に参加する児童生徒及び指導者の賠償責任保険、傷害保険への加入手続き及び管理について

### キ その他

仕様書に記載されている内容以外で有益な提案があれば記入すること

## 【提案書に関する留意事項】

(ア) 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。(白黒・カラーいずれも可)

(イ) 本編は、A4判長辺綴じ、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合は、A3判を折り込んで作成するものとする。

(ウ) 文字は、11ポイント以上を使用し、フォントは明朝体とする。

(エ) 提案内容は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、本業務委託契約後に提案が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は業務委託元事業者が負担すること。

(オ) 社名は正本のみに表示し、副本には提案者を特定できるもの(社名、社章等)を一切記載しないこと。

(カ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、審査等必要に応じ、提案書等を複写する場合がある。

(キ) 提案書の返却は行わない。なお、提案書は本プロポーザルにおける選考のみに使用する。

## (2) 概算見積書(正本1部、副本10部)

ア 様式はA4判で任意とし、業務名称及び金額(消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格)を記載すること。

イ 正本のみ代表者印を押印すること。

ウ 提案書の内容を適切に反映すること。

エ 見積金額の算定根拠が確認できる内訳書(費目別内訳等)を添付すること。なお、内訳書の様式は任意とする。

(3) 提出期限 令和8年2月13日（金）午後5時まで  
※郵送の場合には、令和8年2月13日（金）必着

(4) 提出方法 事前に下記連絡先へ開所時間内（開所日の午前8時30分から午後5時まで）に連絡の上、持参又は郵送により提出すること。  
※提出する提案は1案のみとする。  
※要求した内容以外の書類等については受理しない。

(5) 提出・連絡先 水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-5  
TEL: 029-244-1331 担当 池田

(6) 追加及び変更 提出後の提案書の差替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

## 8 事業者の選定等

(1) プレゼンテーション

ア 実施日  
令和8年2月下旬

イ 実施時間  
1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内）とする。

ウ その他

(ア) プレゼンテーションの実施日時、場所、その他留意事項は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは、非公開とする。

(ウ) プレゼンテーションは、前記6及び7で提出された資料をもとに行うものとし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションは、採用となった場合に本市の直接の担当となる正社員が行うものとする。

(オ) 出席人数は、説明者を含めて4名までとする。

(カ) パワーポイント等による実施を認めるが、提出された提案書に基づくものとする。

(キ) プロポーザルに用いる機器の持参及び使用は可能とするが、使用する場合は、本市へ事前に確認をすること。また、机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、当日使用する場合は、希望者が準備を行うこと。

(2) 選定方法等

ア 事業者の選定に当たっては、水戸市休日の地域クラブ運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、同委員会において選定するものとする。

イ 提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、最優秀事業者を選定するものとする。ただし、一定の評価基準に達しない場合は、選定しないことがある。なお、審査は非公開とする。

最優秀事業者に選定された者とは、随意契約に向けた交渉を行うものとする。

ウ 最優秀事業者に選定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又

は最優秀事業者に選定された者が後記9の要件に該当したとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点事業者に選定された者と交渉を行うものとする。

- エ プロポーザル参加希望者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、対象者を限定した上でプレゼンテーションを行うこととし、その場合は別途連絡する。
- オ 希望者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- カ 選定委員会の各委員の評価点の合計（得点）が最も高い者を最優秀事業者とし、次に高い者を次点事業者として選定する。

### （3）審査項目

提案書並びにプレゼンテーションの内容についての審査項目は、下記のとおりとする。

	項目	内容
1	会社概要及び実績	① 企業コンセプト、業務内容、実績、運営方針、実施体制、経営状況
2	連絡体制・窓口対応	② 連絡・情報共有の手段・ツール、学校と地域クラブの連携補助、対応窓口の体制、緊急時の対応
3	活動計画	③ 活動計画の共有手段・ツール
4	参加申込受付、受益者負担徴収・管理	④ 参加申込の方法、受益者負担の徴収方法、管理体制
5	指導者の勤怠管理・報償金支払	⑤ 勤怠管理の方法、報償金の支払手段・ツール
6	保険加入	⑥ 保険の加入事務、管理・対応
7	その他	⑦ 業務目的の達成に資する他の提案、事業所の所在地
8	見積書	⑧ 見積価格

### （4）選定結果の通知及び公表

選定結果は、プレゼンテーション参加者に最優秀事業者及び次点事業者の名称並びに結果を文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、選定経緯及び選定結果等に関する問合せ及び異議等は、一切受け付けない。

## 9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）契約締結までの間に水戸市長の指名停止の措置を受けた場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）見積書の見積額（税込）が前記2-（4）の概算見積限度額を超えている場合
- （5）提案書等の提出について、定められた提出方法、提出期限等の条件に適合しない場合
- （6）提案書等の提出について、記載された事項が「実施要領」及び「提案書に記述する内容」に適合しない場合

## 10 契約

### (1) 仕様の調整

最優秀事業者と本市で、最優秀事業者による提案書をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。なお、本業務委託の全てを再委託することは一切認めない（提案書の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

### (2) 見積書の提出

最優秀事業者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

### (3) 次点事業者との協議

最優秀事業者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点事業者と本業務委託契約について協議を行う。

### (4) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出期限後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された提案書等については、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく開示請求の対象となる。
- (5) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が追うものとする。
- (6) 本プロポーザルは、令和8年度予算の成立を前提にした準備行為として行うものである。このため、本事業予算が不成立の場合、本業務委託の契約は効力を失うものとする。
- (7) 本要領に定めのない事項が生じたときには、公正性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

## 12 担当課及び問い合わせ先

水戸市教育委員会総合教育研究所教育研究課 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-5

電話 029-244-1331 FAX 029-244-6708

E-mail souken@city.mito.lg.jp